

常任委員会Q&A

総務委員会

開会日 12月6日(木)・10日(月)・18日(火)・20日(木)
 案件 議案8件・請願1件・陳情1件・報告2件等

●目白小学校改築工事請負契約について

●目白小学校改築に伴う冷暖房換気設備工事請負契約について

●目白小学校改築に伴う給排水衛生・消火・ガス設備請負契約について

●最低制限価格適用の目安は、機器購入の比率が一定割合以上の場合には最低制限価格を適用していない。

●地元業者はメンテナンス、防災面等で非常にメリットがあると考えるが、この点を加味した総合評価方式の検討状況は。

●現在、一部の案件で試行的に行っているが、案件の拡大と地元企業を優先する仕組みについて、今後検討する。

●南池袋公園内自転車置場(仮称)内装設備等工事に関する委託契約について

●地下の自転車置場までの通路はかなり広くつくっているが、どのように使うのか。

●駐輪場以外に保管所としての機能も持たせるため、一度に多くの自転車を人力で運ぶ場合を想定している。

●近くのグリーン大通りの暫定の自転車置場はどうするのか。
 ●縮小・廃止等も含めて検討の予定だが、消防法の規制により、オートバイは置けないため、

●全廃は今後の課題と考えている。
 ●駐輪場の開設を機に、地元周辺のまちの活性化を進める必要があるのではないかと。

●池袋駅東口一帯のまちづくりの中で、総合的に考える必要があるため、各課連携して検討する。

●セキユリテイル上の理由等で、躯体工事と同一業者との随意契約となるが、適正な金額かをどう判断しているのか。

●実施設計で必要数量を算出し、単価は複数業者から見積りを取り、適正に積算している。



区民厚生委員会

開会日 12月6日(木)・10日(月)
 案件 議案2件・請願1件・陳情1件・報告3件

●豊島区歯と口腔の健康づくり推進条例

●保健医療福祉サービスを受ける環境整備の推進が重要だと考える。今後の展望は。

●喫緊の課題は、歯周疾患検診の受診率向上である。対象年齢の拡大等、啓発の工夫をする方針である。

●あぜりあ歯科診療所を豊島区口腔保健センターに位置づけている。その具体的な事業内容は。

●障害者の方を対象にした歯科診療や、寝たきりで歯科へ行けない高齢者の方を対象にした在宅高齢者訪問歯科診療などである。

●理容所、美容所の衛生水準向上のための条例策定についての請願

●公衆衛生のさらなる確保のために衛生管理レベルの強化を求めているが、どのような方針があるか。

●現在、理容・美容の監視は2年に1回行っている。この回数を増やすなど、強化に取り組むことになる。

●既存の条例では、専用の器具洗浄用の流水設備が必置である。新規の店舗にもこれを整えるよう指導をしているか。また、指導に従わない場合には営業を許可しないこともあるか。

●指導はしているが、届出制のため、指導に従わない場合でも営業の許可をしないことはできない。繰り返し指導し、基準を守ってもらう。

●消費者の立場から見るとサービスの種類は多い方がよい。義務の明文化によってそれらが減ることが懸念される。営業の自由は侵害されないか。

●条例のただし書きで代替措置を認める等、例外規定を設ける対応などが必要であると考えられる。

●固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続について意見書の提出に関する陳情
 ●毎年、同じ趣旨の陳情が出され、採択しているが、東京都

●は継続的に軽減することとしていないのか。
 ●東京都の条例、要綱で規定をしないとできない措置であり、今後について問い合わせたが、明確な回答はなかった。

都市整備委員会

開会日 12月7日(金)・11日(火)・18日(火)
 案件 議案5件・請願1件・陳情2件・報告4件等

●「南池袋一丁目開発計画」に関する行政指導についての請願

●開発行為の許可を継承した事業者が、15階建て事務所・店舗ビルを、31階建てマンションに変更した。さらに駐車場を地下から地上3段式の機械式駐車場に変更し、台数も増えたのに開発行為の許可要件は変わらないのはどういうことなのか。

●都市計画法第29条の開発行為の許可というのは、あくまでも土地の形状に関するもの。その形状にしたときに、近隣の公共施設やライフライン等が問題ないかどうかを技術的な基準でチェックした上で許可を出す。今回の変更申請は、用途について事務所・店舗から住宅に変更になるが、基本的な開発許可の条件については前と同じ形で出ている。

●町会加入について、全戸加入で検討しているとのことだが、事業者の基本的な考え方を確認したい。

●この事業者は、以前から積極的に対応している。この規模のマンションでは、町会加入だけに限らず地域貢献施設についての協議も必要になってくる。その中で十分な話し合いをお願いしたい。



パチンコ店の出店における陳情

●この場所の用途地域は商業地域となっている。例えば場外車券売場や場外馬券売場などが制限される地区計画がかかっていると思うが、パチンコ店の出店は対象にならないのか。

●地区計画が周辺にはかかっているが、その対象適用外になる。また、パチンコ店に限らず風俗営業については、公安委員会の許可等も必要になってくるが、周辺に風俗営業の店舗の設置を制限する対象施設もないということなので、許可されるような流れになると思われる。

子ども文教委員会

開会日 12月7日(金)
 案件 議案3件・報告3件等

●豊島区立地域文化創造館条例(一部改正)

●南大塚ホールの使用料は、予約時にホール代だけ払い、付属設備料は事後精算という支払方法のため、使う側には不便だったが、工夫はされたのか。

●ホールの利用団体のほとんどは付属設備も使うことから、あらかじめこれらを含めた利用料金を設定した。
 ●新たに会議室や練習場等を作った雑司が谷地域創造館における稼働率60%という目標の達成は可能なのか。
 ●劇や音楽、よさこいや阿波踊り等、練習場所の要望が多い稼働率向上のため、これらの団体に対して普及啓発をしていく。



豊島区立熊谷守一美術館の指定管理者の指定について

●最初5年間だった指定管理の期間を10年間にした理由は。
 ●過去5年間の実績で評価した。展覧会開催にはかなりの準備期間を要するため、5年では短いという意見もあった。

●豊島区立の学校以外の教育機関の設置に関する条例を廃止する条例
 ●竹岡健康学園の廃止は26年の4月であるのに、なぜこの時期に廃止条例を出すのか。
 ●1年をかけて、保護者の方や子どもたちに、閉園後、区内の学校に通うことについて十分理解、納得していただくため。

●区内の学校に戻っても、竹岡に負けない健康教育を受けられるということを示してほしい。
 ●食育指導や健康課題の解決は実践している。竹岡の優れた自立活動等を継承していきたい。
 ●閉園後、施設の建物をどうするのか。

●民間の社会福祉法人に貸し出すなどの活用策を検討している。単純に売却とは考えていない。